

第四号議案

教育職員免許状の単位修得方法に関する規則の一部改正について

教育職員免許状の単位修得方法に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和六年三月二十二日提出

大分県教育委員会教育長職務代理者
教育委員 岩 崎 哲 朗

教育職員免許状の単位修得方法に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状の単位修得方法に関する規則（昭和三十七年大分県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項の表の社会の項中「及び外国史」を「・外国史」に改め、同表の理科の項中

物理学
物理学実験（コンピュータ活用を含む。）
化学
化学実験（コンピュータ活用を含む。）
生物学
生物学実験（コンピュータ活用を含む。）
地学
地学実験（コンピュータ活用を含む。）

を

物理学
化学
生物学
地学
物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験

に改め、同表の音楽の項中

「、作曲法（編曲法を含む。）及び音楽史」を「・作曲法（編曲法を含む。）・音楽史」に改め、同表の美術の項中「及び美術史」を「・美術史」に改め、同表の保健体育の項中「及び運動学」を「・運動学」に、「及び公衆衛生学」を「・公衆衛生学」に改め、同表の保健の項中「及び栄養学」を「・栄養学」に、「及び公衆衛生学」を「・公衆衛生学」に改め、

木材加工（製図及び実習）

同表の技術の項中

を含む。)
金属加工（製図及び実習を含む。)
機械（実習を含む。)
電気（実習を含む。)
栽培（実習を含む。)
情報とコンピュータ（実習を含む。)

を

材料加工（実習を含む。)
機械・電気（実習を含む。)
生物育成
情報とコンピュータ

に改め、

同表の家庭の項中「被服制作実習」を「被服実習」に改め、「（実習を含む。）」を削り、同条第四項の表の地理歴史の項中「及び自然地理学」を「・自然地理学」に改め、同表の理科の項中「（各実験ともコンピュータ活用を含む。）」を削り、同表の音楽の項中「、作曲法（編曲法を含む。）」及び音楽史」を「・作曲法（編曲法を含む。）」・音楽史」に改め、同表の美術の項中「及び美術史」を「・美術史」に改め、同表の工芸の項中「及び製図」を「・製図」に、「、デザイン理論及び美術史」を「・デザイン理論・美術史」に改め、同表の保健体育の項中「及び運動学」を「・運動学」に、「及び公衆衛生学」を「・公衆衛生学」に改め、同表の家庭の項中「被服製作実習」を「被服実習」に改め、「（製図を含む。）」、「（実習及び家庭看護を含む。）」及び「家庭電気・機械及び情報処理」を削り、同表の情報の項中

情報社会及び情報倫理
コンピュータ及び情報処理（実習を含む。)
情報システム（実習を含む。)
情報通信ネットワーク（実習を含む。)
マルチメディア表現及び技術情報（実習を含む。)
情報と職業

を

情報社会（職業に関する内容を含む。)
・情報倫理
コンピュータ・情報処理
情報システム
情報通信ネットワーク
マルチメディア表現・マルチメディア技術

に改め、同表の福祉の項中

「、児童福祉及び障害者福祉」を「・児童福祉・障害者福祉」に、「及び介護技術」を「・介護技術」に、「人体構造及び」を「人体構造に関する理解・」に、「加齢及び」を「加齢に関する理解・」に改める。

第四条の表の備考第二号中「をいう」の下に「。第五号において同じ」を加え、同表の備考第三号中「及び病弱者」を「、病弱者及び複数の種類の障害を併せ有する者」に改め、「とする者」の下に「（発達障害者を含む。）」を加え、「授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域」を「免許状教育領域」に改め、同号を同表の備考第五号とし、同表の備考第二号の次に次の二号を加える。

三 教育課程等に関する科目は、各特別支援教育領域に関する自立活動に関する内容を含むものとする。

四 知的障害者に関する教育の領域に関する教育課程等に関する科目は、そのカリキュラム・マネジメントを含むものとする。

第五条第一号の表中「及び公衆衛生学」を「・公衆衛生学」に、「及び方法」を「・健康相談活動の方法」に、「及び生理学」を「・生理学」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

提案理由

教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）の一部改正により、免許状を受ける場合において修得が必要な科目の統合等が行われることに伴い、規定を整備する必要があるので提案する。

	美術	音楽	理科
「体育原理、体育心 (略)	美術理論・美術史 (鑑賞並びに日本の 伝統美術及びアジア の美術を含む。)	音楽理論・作曲法 (編曲法を含む。) ・音楽史 (日本の 伝統音楽及び諸民族 の音楽を含む。)	地学 物理学実験・化学実 験・生物学実験・地 学実験

	美術	音楽	理科
「体育原理、体育心 (略)	美術理論及び美術史 (鑑賞並びに日本の 伝統美術及びアジア の美術を含む。)	音楽理論、作曲法 (編曲法を含む。) 及び音楽史 (日本の 伝統音楽及び諸民族 の音楽を含む。)	化学 化学実験 (コンピユ ータ活用を含む。) 生物学 生物学実験 (コンピ ュータ活用を含 む。) 地学 地学実験 (コンピユ ータ活用を含む。)

家庭	技術	保健	保健 体育
(略) 被服学 (被服実習を含む。) (略)	情報とコンピュータ 生物育成 含む。 機械・電気 (実習を含む。) 材料加工 (実習を含む。) 含む。	(略) 生理学・栄養学 衛生学・公衆衛生学	理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学 (運動方法学を含む。) (略) 衛生学・公衆衛生学

家庭	技術	保健	保健 体育
(略) 被服学 (被服制作実習を含む。) (略)	情報とコンピュータ (実習を含む。) 栽培 (実習を含む。) 電気 (実習を含む。) 含む。 機械 (実習を含む。) 金属加工 (製図及び実習を含む。) 木材加工 (製図及び実習を含む。) 含む。	(略) 生理学及び栄養学 衛生学及び公衆衛生学	理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」及び運動学 (運動方法学を含む。) (略) 衛生学及び公衆衛生学

4

理科 「物理学実験、化学実験、生物学実験、(略)(略)(略)(略)」	(略)	歴史 地理 人文地理学・自然地理学 (略)	(略)	第一欄 免許 教科	第二欄 教科に関する専門的 事項に関する科目	第三欄 修得することを必要とする単位数 三〇以上	備考 (略)	(略)	保育学
		(略)		(略)	(略)				

4

理科 「物理学実験、化学実験、生物学実験、(略)(略)(略)(略)」	(略)	歴史 地理 人文地理学及び自然地理学 (略)	(略)	第一欄 免許 教科	第二欄 教科に関する専門的 事項に関する科目	第三欄 修得することを必要とする単位数 三〇以上	備考 (略)	(略)	保育学（実習を含む。）
		(略)		(略)	(略)				

	<p>工芸</p> <p>工芸理論・デザイン 理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。）</p>	<p>美術</p> <p>美術理論・美術史 （鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）</p>	<p>音楽</p> <p>音楽理論・作曲法 （編曲法を含む。） ・音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）</p>	<p>地学実験</p>
--	---	--	---	-------------

(略)

	<p>工芸</p> <p>工芸理論・デザイン 理論及び美術史（鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。）</p>	<p>美術</p> <p>美術理論及び美術史 （鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）</p>	<p>音楽</p> <p>音楽理論、作曲法 （編曲法を含む。） 及び音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）</p>	<p>地学実験（各実験ともコンピュータ活用を含む。）</p>
--	--	---	--	--------------------------------

(略)

情報社会（職業に関する内容を含む。）	家庭 被服学（被服実習を含む。） （略） 住居学 保育学 （削る）	（略）	保健 衛生学・公衆衛生学 （略）	保健 体育 「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学 （運動方法学を含む。） 衛生学・公衆衛生学 （略）
	（略）		（略）	（略）
	（略）	（略）		（略）

情報社会及び情報倫理	家庭 被服学（被服製作実習を含む。） （略） 住居学（製図を含む。） 保育学（実習及び家庭看護を含む。） 家庭電気・機械及び情報処理	（略）	保健 学 衛生学及び公衆衛生学 （略）	保健 体育 「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」及び運動学 （運動方法学を含む。） 衛生学及び公衆衛生学 （略）
	（略）		（略）	（略）
	（略）	（略）		（略）

	福祉		情報
	(略) 高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉 (略) 介護理論・介護技術 (略) 人体構造に関する理解・日常生活行動に関する理解 加齢に関する理解・障害に関する理解		・情報倫理 コンピュータ・情報処理 情報システム 情報通信ネットワーク マルチメディア表現 ・マルチメディア技術
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

	福祉		情報
	(略) 高齢者福祉、児童福祉及び障害者福祉 (略) 介護理論及び介護技術 (略) 人体構造及び日常生活行動に関する理解 加齢及び障害に関する理解		コンピュータ及び情報処理（実習を含む。） 情報システム（実習を含む。） 情報通信ネットワーク（実習を含む。） マルチメディア表現及び技術情報（実習を含む。） 情報と職業
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

第三条・第三条の二（略）

（特別支援教育に関する科目）

第四条 特別支援学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の特別支援教育に関する科目の単位修得方法は、次の表の定めるところによる。

特別支 援教育 に関する 科目	修得基準単位数		
	第一欄	第二欄	第三欄
	特別支援教育の基礎 理論に関する科目	特別支援教育領域に關する科目	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目
(略)	(略)	(略)	(略)

備考
一 (略)
二 第二欄に掲げる科目の単位の修得方法は、特別支援教育領域のうち、一又は二以上の免許状教育領域（授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域をいう。第五号において同じ。）について、当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目（以下「心理等に関する科目」という。）並びに当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目（以下「教育課程等に関する科目」という。）についてそれぞれ一単位以上を修得するものとする。ただし、知的障害者、

第三条・第三条の二（略）

（特別支援教育に関する科目）

第四条 特別支援学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の特別支援教育に関する科目の単位修得方法は、次の表の定めるところによる。

特別支 援教育 に関する 科目	修得基準単位数		
	第一欄	第二欄	第三欄
	特別支援教育の基礎 理論に関する科目	特別支援教育領域に關する科目	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目
(略)	(略)	(略)	(略)

備考
一 (略)
二 第二欄に掲げる科目の単位の修得方法は、特別支援教育領域のうち、一又は二以上の免許状教育領域（授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域をいう。）について、当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目（以下「心理等に関する科目」という。）並びに当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目（以下「教育課程等に関する科目」という。）についてそれぞれ一単位以上を修得するものとする。ただし、知的障害者、

第五條の二・第六條 (略)	二・三 (略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)

第五條の二・第六條 (略)	二・三 (略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)

教育職員免許状の単位修得方法に関する規則等の一部改正について（概要）

1 単位修得規則の概要

- (1) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「法」という。）別表第3の規定により上級の教育職員免許状（以下「免許状」という。）の授与を受けようとする者の単位修得方法は、教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号。以下「法施行規則」という。）第11条及び第13条に定める修得方法を参酌して都道府県の教育委員会規則で定めることとされている（法施行規則第14条）。

また、免許状に関し必要な事項は、法及び法施行のために発する法令で定めるものを除くほか、都道府県の教育委員会規則で定めることとされている（法第20条）。

- (2) 前記(1)の規定に基づき、大分県教育委員会が授与する免許状に関しては、法令に特別の定めのある場合を除いて、教育職員免許状に関する規則（昭和37年大分県教育委員会規則第5号。以下「教員免許規則」という。）で定めている。

教員免許規則においては、教育職員検定（※1）による普通免許状の各科目の種類別単位数等について別に定めることとされており、単位修得規則にその定めが置かれている。

※1 受検者の人物、学力、実務及び身体について、授与権者（都道府県教育委員会）が行うもの

2 改正理由

- (1) 「教科に関する専門的事項に関する科目」の改正

令和4年12月中央教育審議会答申では、中学校及び高等学校教諭免許状の取得に必要な「教科に関する専門的事項に関する科目」の単位修得について、科目区分数が比較的多い教科については法令上の最低修得単位数を超える単位の修得を要する場合があります、必要な見直しを行うべきであるとされた。

答申を受け、法施行規則が一部改正（※2）され、科目区分数が多い教科（中学校「理科、技術、家庭」及び高等学校「理科、家庭、情報」）について、科目区分の統合又は削除等が行われた。

※2 （令和5年9月27日文部科学省令第31号）法施行規則第4条〔中学校教諭普通免許状〕第1項の表関係、法施行規則第5条〔高等学校教諭普通免許状〕第1項の表関係

- (2) 「特別支援教育に関する科目」に含まれる履修内容の整備

令和3年1月「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」報告において、特別支援教育を担う教師の専門性の向上のため、特別支援学校教諭免許状の修得に必要な「特別支援教育に関する科目」について、特別支援学校学習指導要領等を根拠にした履修内容を免許法体系に位置付けることが提言された。

この提言を踏まえ、法施行規則が一部改正（※3）され、履修内容の整備が行われた。

※3 （令和4年7月28日文部科学省令第24号）法施行規則第7条〔特別支援学校教諭普通免許状〕第1項の表備考関係

- (3) 法施行規則に伴う改正

単位修得規則は法施行規則を参酌して定められていることから、法施行規則が改正されたことに伴い、単位修得規則の一部改正が必要となった。

3 改正内容

- (1) 科目の整備

単位修得規則第2条第3項及び第4項の表のうち、科目区分の統合又は削除等が行われた教科について別紙「教科に関する専門的事項に関する科目」改正一覧（令和6年4月1日分）のとおり変更する。

- (2) 履修内容の改正に伴う規定の整備

単位修得規則第4条の備考欄に以下の内容を定める。

- ① 「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目」に各特別支援教育領域に関する自立活動に関する内容を含むこと。
- ② 知的障害者に関する「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目」に、そのカリキュラム・マネジメントを含むこと。
- ③ 免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目に、重複障害者

及び発達障害者に関する教育を含むこと。

(3) その他必要な事項の整備

単位修得規則第2条第3項及び第4項の表の「教科に関する専門的事項に関する科目」及び第5条第1項の表の「養護に関する科目」について、科目名に「及び」とあるものを「・」に変更する等の整備を行う（法施行規則と表記を合わせる）。

4 施行期日

令和6年4月1日

「教科に関する専門的事項に関する科目」改正一覧（令和6年4月1日分）

【教育人事課作成】

校種	教科	科目	
		改正前	改正後
中学校	理科	○物理学 <u>○物理学実験（コンピュータ活用を含む。）</u> ○化学 <u>○化学実験（コンピュータ活用を含む。）</u> ○生物学 <u>○生物学実験（コンピュータ活用を含む。）</u> ○地学 <u>○地学実験（コンピュータ活用を含む。）</u>	○物理学 ○化学 ○生物学 ○地学 <u>○物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験</u>
	技術	<u>○木材加工（製図及び実習を含む。）</u> <u>○金属加工（製図及び実習を含む。）</u> <u>○機械（実習を含む。）</u> <u>○電気（実習を含む。）</u> <u>○栽培（実習を含む。）</u> ○情報とコンピュータ <u>（実習を含む。）</u>	<u>○材料加工（実習を含む。）</u> <u>○機械・電気（実習を含む。）</u> <u>○生物育成</u> ○情報とコンピュータ _____
	家庭	○家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。） ○被服学（ <u>被服制作実習</u> を含む。） ○食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。） ○住居学 ○保育学 <u>（実習を含む。）</u>	○家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。） ○被服学（ <u>被服実習</u> を含む。） ○食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。） ○住居学 ○保育学 _____
高等学校	理科	○物理学 ○化学 ○生物学 ○地学 ○「物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験 <u>（各実験ともコンピュータ活用を含む。）</u> 」	○物理学 ○化学 ○生物学 ○地学 ○「物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験 _____」
	家庭	○家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。） ○被服学（ <u>被服製作実習</u> を含む。） ○食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。） ○住居学 <u>（製図を含む。）</u> ○保育学 <u>（実習及び家庭看護を含む。）</u> <u>○家庭電気・機械及び情報処理</u>	○家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。） ○被服学（ <u>被服実習</u> を含む。） ○食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。） ○住居学 _____ ○保育学 _____
	情報	<u>○情報社会及び情報倫理</u> ○コンピュータ及び情報処理 <u>（実習を含む。）</u> <u>○情報システム（実習を含む。）</u> <u>○情報通信ネットワーク（実習を含む。）</u> <u>○マルチメディア表現及び技術情報（実習を含む。）</u> <u>○情報と職業</u>	<u>○情報社会（職業に関する内容を含む。）・情報倫理</u> ○コンピュータ・情報処理 _____ ○情報システム _____ ○情報通信ネットワーク _____ ○マルチメディア表現・ <u>マルチメディア技術</u>